

住民票の写し等の省略について

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

今回の申請にあたり、 年 月 日付けで許可された、 (都道府県・市名)

 (許可番号)の許可証の写しを提出し、住民票の写し等の添付を省略します。

<参考>

1 代用できる許可証

次の許可のうち、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの。

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可
- ・産業廃棄物処分業の許可
- ・特別管理産業廃棄物処分業の許可
- ・産業廃棄物収集運搬業の変更許可
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可
- ・産業廃棄物処分業の変更許可
- ・特別管理産業廃棄物処分業の変更許可
- ・産業廃棄物処理施設の許可
- ・産業廃棄物処理施設の変更許可

ただし、「規則第9条の2第8項（同第10条の4第7項、第10条の12第2項、第10条の16第2項、第11条第8項）の規定による許可証の提出の有無 **有**・無」と記載されたものを除く。

2 省略できる添付書類

- ・本人及び法定代理人の住民票の写し及び後見等登記事項証明書
- ・役員の住民票の写し及び後見等登記事項証明書
- ・株主等の住民票の写し及び後見等登記事項証明書若しくは登記簿の謄本
- ・政令で定める使用人の住民票の写し及び後見等登記事項証明書

3 留意事項

- ・更新の申請の際には、更新元の許可証を提出しても省略はできないこと。
- ・役員の変更届には、新役員に係る住民票等の添付が必要であること。
- ・審査において必要と認められる場合には、省略できない場合もあること。